

第 23 回教育委員会

平成 29 年 10 月 4 日
午 後 3 時 30 分
本庁舎屋上会議室

議 案

報告第16号

大阪市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

報告第 16 号

大阪市教育委員会教育長専決規則第 2 条第 1 項により、下記のとおり教育長による急施専決を行ったので、同条第 2 項の規定に基づき報告する。

記

大阪市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市教育委員会事務局事務分掌規則(昭和 38 年大阪市教育委員会規則第 11 号)の一部を次のように改正する。

別表(第 2 条関係)総務部の項中

「

企画担当課長	1
--------	---

」

を

「

企画担当課長	1
大学連携企画担当課長	1

」

に改める。

附 則

この規則は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

(参照)

(太字は改正)

大阪市教育局事務局事務分掌規則（抄）

別表（第2条関係）

部名	名称	人員
総務部	省略	省略
	省略	省略
	企画担当課長	省略
	大学連携企画担当課長	1
	省略	省略
省略	省略	省略

大阪市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

1 改正の理由

子どもの貧困対策にかかる学生ボランティアの積極的な活用や、教員採用につながる新たなインターンシップ制度の構築など、大学との組織的な連携を推進する体制を整備するため、規則の一部を改正する。

2 改正の内容

総務部大学連携企画担当課長の設置

3 施行期日

平成 29 年 10 月 1 日

(参考)

大阪市教育委員会教育長専決規則（抄）

第2条 教育長は、緊急の必要があるときは、前条の規定にかかわらず、教育委員会の会議において議決すべき事項を専決することができる。

2 教育長は、前項の規定による専決を行つたときは、次の教育委員会の会議においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。